

倫理規程

第1条（組織の使命及び社会的責任）

特定非営利活動法人学生人材バンク（以下「会社」という）定款第3条に規定する設立目的に従い、学生の成長や地域の発展に寄与すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条（社会的信用の維持）

会社は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条（法令等の遵守）

会社は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条（私的利益の禁止）

会社の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条（利益相反の防止及び開示）

会社の役職員は、その職務の執行に際し、会社との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他会社が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条（情報開示及び説明責任）

会社は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第7条（個人情報の保護）

会社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条（研 鑽）

会社の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

付 則 この規定は平成 20年 5月 15日から施行する。